

鹿児島県史料『旧記雑録』未収載文書補遺

林 匡

(本館 学芸専門員)

はじめに

黎明館では、平成九年(一九九七)度より東京大学史料編纂所蔵の島津家文書(註1)の収集整備事業をすすめている。これは、島津家文書をマイクロフィルム撮影し、またCD-ROMに焼き付けて本館の薩摩藩関係資料の充実を図るための事業であり、同時に鹿児島県史料の編さん・県内外の研究資料としても活用が期待されるもので、平成十二年度での完成を目前としている。この間、本館調査史料室では、東京大学史料編纂所の協力を得て、順次マイクロフィルムに撮影されCD-ROMに焼き付けられた史料を、コンピューターシステム上で閲覧可能にするために一点一点画像チェツクをすすめてきた。平成十一年秋以降には、既に鹿児島県史料として刊行された、伊地知季安・季通父子編の薩摩藩関係編年史料である『薩藩旧記雑録』の画像ならびにフィルム番号などのチェツクも行われるようになった。その作業上で、刊行された鹿児島県史料『旧記雑録』には採録されなかった文書数点が、調査史料室筆耕職員の中野尚子によって「不明原本」として発見・指摘されたのである。

おそらく、鹿児島県史料刊行準備のために撮影された段階では、袋綴じ部分に挟み込まれていたなどの状態で見落とされたものではないか、と考えられる。今回の事業の思わぬ副産物といえるが、折角の機会であるので、これら「不明原本」の史料紹介を行いたい。

(註1) 島津家文書については、東京大学史料編纂所によって、昭和五十二年(一九七七)より本格的な整理作業が始まり全文書のカード化と『島津家文書目録』作成が行われ、同六十一年に終了していたが、さらに平成八年(一九九六)度より、文書全点の詳細な調査作成が行われ、目録の再点検・文書名などの改善が精力的にすすめられてきた(詳しくは、東京大学史料編纂所『島津家文書目録Ⅰ』(一九九七年二月)・『島津家文書目録Ⅱ』(一九九九年七月)の山本博文氏解題を参照)。東京大学史料編纂所では、伝来の違いから島津家文書(総点数一万七千点余)と島津家本(写本類約六千五百点)、そして『薩藩旧記雑録』(前編・後編・追録・附録三百六十二冊)を別置している。黎明館の島津家文書収集整備事業は、これら島津家文書・島津家本・『薩藩旧記雑録』全てを対象にするものである。

1 史料紹介

今回、未収載文書として確認されたのは全部で七点である。それぞれ、既刊の鹿児島県史料『旧記雑録』においてどの文書間にあるのかを記し、また重複文書がある場合はそれも示した。各文書・記録などの文首に通し番号と文書名を付した。文書名については、鹿児島県史料と重複する文書名は同一文書名をつけた。文書の順序については、東大史料編纂所で付した文書目録の架番号に従った。また、体裁については、原注などは「」で囲み、各文書・記事中の「○」印や改行、年月日や差出所・宛所の位置などはその体裁のままとした。また適宜訓点「、」を付した。漢字も原則として各文書・記事の用字に従った。各文書・記事に係する註は、次項にまとめた。

○一 足利直義御感御教書

〔道鑑公御譜中〕

〔正文在田布施衆二階堂左衛門定行〕

薩摩國凶徒誅伐事、致軍忠之由、

嶋津上総入道所注申也、尤以神妙、

弥可抽忠節之状如件、

康永二年三月二日 判「前二同シ」

紀伊権守殿

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二二七〇号文書ト二二七二号文書ノ間ニアリ〕

〔本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ」二階堂文書七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

○二 島津道鑑^貞書状

〔載于伊作譜〕

○今月六日御状同七日到來、委細承候了、抑三原滿兵衛

入道被申候条々、委細令申御返事候、定可有

披露候哉、猶々世上不審事者、此御使可被

申候之間、省略候了、毎事期後信候、恐々

謹言、

三月八日 沙弥道鑑 (花押)

謹上大隅宗四郎殿

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二二七〇号文書ト二二七二号文書ノ間ニアリ〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二九八号文書・「旧記雑録拾遺諸氏系譜」二二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

○三 島津龍伯^義寄進状

〔見于田布施金藏院由緒書出〕

一 鎧衣領寄進之事

一 長太刀寄進之事

右之意趣者、此度高麗渡海之事一大事

之儀候之条、無何事令帰朝、可致成就之状

如件、

天正廿一年正月四日 龍伯御判

〔本文書ハ「旧記雑録後編」二一〇三六号文書ト一〇三七号文書ノ間ニアリ〕

○四 鳥津義久息女龜壽寄進目錄

〔同〕

七條袈裟 一條

横尾 一條

右、義久公御息女龜壽様從伏見當寺江御寄進、

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇三六号文書ト一〇三七号文書ノ間ニアリ〕

○五 近衛植家書狀

雖未申通候、令啓候、尤最前可及短札之處、菟角令遲々非本意候、仍太刀一腰表祝儀計候也、狀如件、

十月十三日 (花押)

毛利左馬助殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」四〇号文書ト四二号文書ノ間ニアリ〕

○六 松平信綱外二名連署書狀

〔十二番箱四十八卷中〕

御札令拜見候、両上様御機嫌能被成御座、

去此 公方様御城廻 被為成候之儀、息又三郎

被相達目出度被存之由得其意候、依之被差

越使者入念之段可及 上聞候、恐々謹言、

阿部對馬守

八月廿三日

重次 判

阿部豊後守

忠秋 判

松平伊豆守

信綱 判

松平薩摩守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一〇七六号文書ト一〇七七号文書ノ間ニアリ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄追録二」三三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

○七 於郁子齊宣系譜抄

〔近秘野輦〕「齊宣公御子」

女子

於郁 郁姫 郁君

文化四年丁卯三月五日魁牛生於府城、母林昌世

女、實青木盛咬女、此月十五日命島津兵庫久、

許嫁其養子省之進、十一月命林氏名曰伊尾

為所子、十二年乙亥五月 大信公命去

柁城、六月改名郁姫、九月 公養子之許

後(ママ)

〔本文書ハ「旧記雜錄追録七」八八九号文書ト八九〇号文書ノ間ニアリ〕

(1) 足利直義御感御教書

この文書は、鹿児島史料『旧記雑録拾遺家わけ』所収「二階堂文書」（以後、二階堂文書と記す）と重複する。また、『南北朝遺文九州編』にも収載されている。その底本となった「二階堂氏正統家譜」（東京大学史料編纂所蔵）やその原本ともいべき「二階堂氏正統家譜文書」（東京大学史料編纂所蔵）をみると、判の箇所には足利直義の花押写がある。康永二年は西暦一三四三年、紀伊権守は、二階堂氏十二代の行仲（行久、隠岐三郎、左兵衛尉、従五位下、能登守）である。

① 二階堂行雄・行仲について

建武五年（暦応元年、一三三八）九月二日の「二階堂行存行雄讓状」（二階堂文書七六号）には父の二階堂行雄（泰藤、隠岐三郎、木工允、従五位下、左衛門尉、入道行存）から行仲へ「豊前国金田庄内金田村」一所とともに「薩摩国阿多郡北方田布施郷、同高橋郷路余利小分（北之）が譲られている。この前年の三月七日に、行存（行雄）は足利直義から田布施郷半分地頭職を金田村半分地頭職と共に安堵されている（「足利直義下文」同文書四一号）。また、行存は行仲に田布施郷などを譲渡した同日に、庶子行貞に対しても「阿多郡北方高橋郷内路余利南水田拾八町六段」などを譲渡し、庶子良勝房にも高橋郷内の田地・屋敷などを譲渡している（建武五年九月二日「二階堂行存讓状」同文書四三三号・四四号）。これは、前年七月二十一日に行われた高橋松原口合戦（建武四年八月三日「鳥津道意合戦手負注文」『旧記雑録拾遺諸氏系譜三』七一号文書）後の処置であろうか。但し、行存は貞和七年（観応二年、一三五二）四

月三日に、行仲の子で十三代直行（三郎、兵衛尉、従五位下、隠岐守、入道禪桂）に対して「阿多郡北方多布施郷たかはしの道より北」一ふせんの國金田村はんふん」などを「さうりやうたるによて」として譲渡しており（「二階堂行存行雄讓状」同文書八九号）、同年五月廿日にはその行存に対して、「金田村半分地頭職」が足利直冬によって認められている（「足利直冬増安下文」同文書六二号）。田布施郷の譲渡が行仲から直行に改められた事情は不明である（行存の譲渡という形にして、直行の知行を確実にしたいとの意向が行存・行仲ともにあり、また行存亡き後の惣領と庶子の関係に不安があったのかもしれないが、推測に過ぎない）。行存はさらに翌観応三年正月廿一日には、勲功の賞として河邊郡地頭職・穎娃郡郡司職・知覧院地頭郡司職を宛行れている（「足利直冬行宛下文」同文書六六号）。一方、行存の嫡子であった行仲も、元弘三年五月に足利尊氏の命に従って筑前へ発向し、鳥津貞久方一番として鎮西探題博多宿所での軍功をあげており（同年六月日「隠岐行久申状案」同文書七一號）、同年八月十日の「鳥津道鑑貞久吹舉状」（同文書七二號）では、「薩摩國阿多郡一分地頭」の行久（行仲）の軍功であった生虜分捕りなどの申出を、鳥津貞久が取り次いでいる。また暦応三年（一三四〇）七月十日の「足利直義感状」（同文書七七號）では「薩摩國阿多郡北方城郷、建武四年四月以来致軍忠由事、守護人所注申也」として守護鳥津貞久の報告に基づいて直義から行仲へ感状が出されている。この時期の実際の軍事行動では行仲が一族を代表しているようにも見受けられる。しかし暦応四年十月五日付で、守護鳥津貞久が、一連の写に裏書・加判をしており（同文書五二號から五五文書）、これらは行存宛での可能性がある（「二階堂正統家譜」では行雄（行存）譜中にある）。また、先に述べた

ように観応三年（一二三二）正月廿一日の「足利直冬行宛下文」（同文書六六号）では、勲功の賞として薩摩国川邊郡地頭郡司職（得宗跡）・穎娃郡郡司職（穎娃三郎跡）・知覧院地頭郡司職（嶋津式部三郎并郡司四郎入道跡）を宛行われている。結局、行存が正平九年（一二三四）に死去した後、翌正平十年十一月十日の「二階堂行仲讓状」（同文書九五号）において、行仲から「阿多北方多布施郷同高橋路余利北分」などが「爲亡父行存之讓状一筆間」として直行に讓渡されているところをみれば、所領の讓渡などについては行存が死ぬ直前まで惣領としての権限を有していたと考えられ（例えば観応三年五月一日の「二階堂行存讓状案」同文書八七号・八八号、正平九年十一月廿八日の「二階堂行存書状」・同年十一月晦日の「二階堂行存雄讓状」同文書六七号・六八号）、合戦には嫡子行仲が一族を率いて参加したと考えられる。先にも述べたように、建武五年（暦応元年）九月二日の一連の行存讓状は、前年の高橋松原口合戦後の処置と考えられる。なお同合戦の手負注文を記した伊作島津氏道意の子宗久（道恵）と二階堂行仲は、貞和二年（一二四六）九月四日の「島津道恵・紀伊行仲連署注進状」（旧記雑録拾遺諸氏系譜三〇一〇六号）のようにこの時期共同して戦っている。但し（これは確証もなく憶測でしかないが）行存が一連の所領讓渡を行った背景には、この他に二階堂一族内の惣庶間の関係や、あるいはこの時期に起こっていた新田宮領や年貢米・神用米の押領、神王面衣装破損、神人の殺害・傷害事件（同年十一月日「新田宮執印友雄重申状」同文書四五号・同五一号）を配慮しての対応だった可能性もあるのではないかと、とも考えられる。

南北朝期の二階堂氏は、阿多南方の鮫島氏が終始南朝方であったのに

対して、初めは室町幕府方についていたものの、観応の擾乱期には足利直冬方に与したり、或いは南朝方となつて生き残ろうとしている（註2）。この康永二年三月二日の「足利直義御感御教書」が出された時期は、前年（南朝年号興国三年）に後醍醐天皇皇子懐良親王が谷山氏に迎えられ、薩摩国に在国している時期であり、室町幕府が守護島津氏に薩摩国人への軍勢催促を行わせ、谷山氏などの南朝勢力と交戦させている。『鹿児島県史』（第一巻）も二階堂文書などを引用して「興国四年三月にも、同様に直義は伊作宗四郎・二階堂行仲の軍功を賞し」と記述している。二階堂氏の衰退は、直行の次の惣領となつた行貞（山城三郎、山城守、従五位下、入道永行）の時代で、応永十三年（一四〇六）伊作久義を援助した守護島津元久に破れ（『島津国史』など）、以後は弱小領主となり、島津家の家臣団に編入されていく。

②二階堂文書に関して

「二階堂文書」の底本となつた「二階堂氏正統家譜」など二階堂文書全体に関しては、県史料編さん顧問五味克夫氏の同文書解題を参照していただきたい。さて、この未収載文書の原注に「正文在田布施衆二階堂左衛門定行」とみえるのは、二十一代の定行（行吉、豊行、源三郎、三左衛門）のことである。「二階堂氏正統家譜」によれば、鳥原の乱が起こつた際、寛永十五年（一六三八）正月十一日に田布施（尾下村に宅地があつた）を發して従軍している。以後一時的な移居はあるものの、田布施に帰住している。家譜の記事によれば「當家嘗所記前文外、雖収口宣・宣旨・御下文・御教書等若干文献、惜哉、明曆中多廢于火、然今其燼餘行政以來所傳之古系圖・文書實證者前件所載世譜其員一百有餘也」とみえ、明曆年間（一六五五―五八）に二階堂家の文書の多くが火

災によって失われたこと、なおかつ百余の系図や文書類が残されたことなどを知る。また家譜は続けて、寛文(一六六一―七三)初め(二年であらう。光久はこの年七月に鹿兒島に戻り、翌寛文三年三月二日に江戸へ出発している)に、伝来の系図・文書類を太守光久に上呈し、一度返却された後再び將軍家及び島津氏直判の文書数通を命によって進呈したことを記す。『薩藩旧記雑録』に収載されたこの「足利直義御感御教書」はこの時にいったん藩主に提出されている可能性がある(但し、この文書の藩記録所への提出についてはこの後確認することができる)。

定行は寛文六年十二月二十九日没し、跡を嗣いだ養子行格(源三郎、源右衛門、入道宗見)の記事には、寛文二年に光久が田布施に滞在して二階堂氏の系図・文書類を閲覧した事、後に二階堂氏の鹿兒島城下移住を命じ、この結果寛文四年十二月十六日に田布施を去って鹿兒島城下に移居した事が記される。『諸家大概』(鹿兒島県史料集Ⅵ)の二階堂氏の項にも、「二階堂源右衛門嫡家にて候此者迄田布施士にて候処に右の由緒(「関東執権尊氏將軍已来御家代々の御証判の文書数十通格護仕候」などの由緒のこと：筆者註)故鹿兒島え被召移候」とみえる。この二階堂家が所蔵した系図・文書類は島津綱貴も閲覧し、この際には記録所でも新しく表具している。そして元禄八年(一六九五)、綱貴の命で文書の内五〇通余が提出される。この文書の内容は不明であるが、翌九年四月二十三日には有名な元禄大火によって多くの藩の集めた文書類が焼けており(この時に先に提出した文書五〇余が返却されていたか焼失してしまっただのかは不明)、行格をはじめ二階堂氏庶家も含めて、文書を提出することには異見もあったようである(元禄九年十一月二日「二階堂行朋口上覚」(「二階堂氏正統家譜」)。しかしこの後も二階堂氏の所蔵する

文書類の藩への提出は行われ、元禄十二年七月二十九日には四〇通、同年九月二十八日にも文書五二通と略系図二枚が記録所へ提出されている(元禄十二年七月二十九日「記録奉行田中国明覚」・同年九月二十八日「記録奉行田中国明請取状」同家譜)。この内、前者四〇通の最初に、「足利直義公之御判物式通(中略)壱通ハ康永二年三月二日右同人(二階堂紀伊権守殿：筆者註)江がみえ、少なくともこの段階で藩の記録奉行が行格より(正本か写かは定かではないが)請取っていることがわかるのである。従って、伊地知季通(この文書は季通の筆と思われる)は、藩記録所の編纂による「新編島津氏世録正統系図」(東京大学史料編纂所所蔵)によって、二階堂定行の養子行格の時期に藩の記録所へ提出された二階堂氏の文書をもとにして、『旧記雑録』に収めたのではないかと考えられる。なお、季安・季通父子が文書を採録するに当たって、原本や「新編島津氏世録正統系図」・「新編島津氏世録支流系図」(東京大学史料編纂所所蔵)などをどのように利用したかについては、五味克夫「旧記雑録拾遺諸氏系譜」一 解題を参照されたい。

(註2)五味克夫氏は、「(二階堂)泰行以後、一族がわかれ、所領を分有した結果、関東年貢(はじめ永福寺修理用途、のち將軍御所用途一五〇貫文)の負担分担をめぐって惣領庶子間の係争が続いている。」と指摘されている(『旧記雑録拾遺家わけ』一 解題)。また、この御所用途課の背景として、柳原敏昭氏は交易による収益を想定されている(「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」『日本史研究』四四八号)。川辺郡への二階堂氏の動きなども含めて、様々な角度から鎌倉末期から南北朝期の二階堂氏一族内外の動きや周辺勢力との関係の推移な

ども検討する必要がある。

(2) 島津道鑑^久書状

この文書は、鹿児島県立図書館所蔵本の『旧記雑録』（鹿児島県庁本）。旧記雑録は、伊地知季安・季通自筆本で鹿児島県史料として刊行された島津家本（東京大学史料編纂所蔵）と、明治十三年に政府の命令で謄写提出したものの正本（内閣文庫本）があり、県庁本はその扣である。にも収められている。これに対して、先にあげた未収載文書一の「足利直義御感御教書」は鹿児島県庁本『旧記雑録』に収載されていない。

（島津家本ほか旧記雑録の編纂・成立過程については、五味克夫氏「島津家本旧記雑録編纂の経過」（旧記雑録「月報」2）・『旧記雑録』附録二解題を参照。）また、この「島津道鑑書状」は、鹿児島県史料『旧記雑録前編二』の九八号文書（すなわち島津家本の前編巻二十七、康安二年（一三六二）の箇所）と重複するが、鹿児島県庁本では康安二年の時期を収める巻二十にこの書状はみられず、康永二年（一三四三）の箇所である巻十五に収められている。つまり、県史料の底本である島津家本には康永二年と康安二年の二箇所同書状があり、鹿児島県庁本では康永二年の箇所のみである。なお「新編島津氏世録支流系図」の伊作氏一流系図では康永二年三月二日の足利直義御教書（『旧記雑録前編一』二一七〇号文書と同一文書）の次にはみられず、康安二年三月廿五日の「斯波氏経感状」の次に島津道鑑書状が収められている。

大隅宗四郎とは、伊作島津氏三代の親忠（忠親、左衛門少尉、下野守）で、正平九年（一三五四）には父の宗久（入道道惠）より伊作庄河南・同へき（日置）庄を譲渡されている（同年六月廿三日「島津道惠^宗譲状」

『旧記雑録拾遺諸氏系譜三』一二五号文書）。また、書状中の「三原満兵衛入道」は明らかにしえないものの、伊作島津氏の家老となった三原氏（『本藩人物誌』鹿児島県史料集Ⅷ）一族の者であろう。(1)でも紹介した建武四年（一三三七）八月三日の「島津道意合戦手負注文」（『旧記雑録拾遺諸氏系譜三』七一号文書）によると、伊作庄内中原に城郭を構えて立籠もった「薩摩國凶徒」益山一族・古木一族らに対して、伊作島津氏方が建武四年六月十一日に攻城、陥落させたこと、また阿多郡高橋松原口で南朝方の鮫島家藤・伊集院忠国・谷山隆信・市来時家・鹿児島郡司（矢上高純）・知覧院又四郎（忠世）他数千騎と七月二十一日に合戦に及んだことを知る。この文書はそれぞれの合戦で疵を負った「若黨」（註3）の交名注文であり、高橋松原口合戦で負傷した若黨の一人に「三原満兵衛尉重吉」がみえる。伊作島津氏譜代の家臣で、この人物が未収載文書の「満兵衛入道」であるならば、年齢から推測して康永二年よりも康安二年の方が妥当である。しかし推測に推測を重ねたものであるので、結論づけはできないだろう。

（註3）『国史大辞典』（吉川弘文館）の「若党」の項には、「武士の従者の一種。（中略）南北朝前後から広く使われ、本来は「老党」に対する若者の寄合の意であったともいわれる。早くには郎等など比較的上級の従者の家の若者で構成され、主人に近侍し合戦の場において最期まで行動をとる若党が多く史料にみえており、「譜代の若党」などの語も使われている」と記述される。

(3) 島津龍伯義久寄進状

この文書は、続く亀寿寄進目録とともに鹿兒島県庁本にも収められている。原注にある「田布施金藏院」は、金峰山観音寺金藏院のことで、近世田布施郷尾下村にあった真言宗寺院である。金峰山の麓にあり、頂上の蔵王権現社（現在の金峰神社）の別当寺。坊津一乗院末寺（『三国名勝図会』）。同書によれば、推古天皇二年（五九四）に日羅が大和国金峰山に擬して蔵王権現を勧請した時に、当寺を阿多浦之名（現金峰町）に建て、自刻の十一面観音を安置したと伝える。保延元年（一一三五）十一月十五日の「阿多郡司平忠景施入状案」（二階堂文書九一）では阿多郡司平忠景から祈禱料として阿多郡牟田上浦一曲荒地が寄進されている（註4）。柳原氏は観音寺院主職（或いは寺務職・別当職）が別府氏一族に継承され、南北朝期に姻戚関係から鮫島氏に譲られ、さらに別府氏は阿多氏から同寺に関する所職を譲られた可能性がある、と推測されている（前掲書）。貞治五年（一二六六）八月二十三日の「島津師久書下」（二階堂文書九〇号）では闕所となった観音寺と白河村（現金峰町白川）が二階堂隠岐守（直行）に宛行われている。以後当寺の所職は二階堂氏に移ったと考えられる。二階堂氏が島津元久に敵対して応永十三年（一四〇六）敗北した後は、観音寺と阿多内の一〇町を料所として宛行われている（同年九月廿六日「島津元久書下」二階堂文書一〇〇号）。以後の観音寺については、『三国名勝図会』によれば、嘉吉三年（一四四三）島津忠国が一手ヶ原に移し秀範法印を中興としたこと、天文三年（一五三四）島津忠良が現在地（尾下）へ移し、寺領二六〇石を寄進したが後寺領一二〇石となった、と伝える。同書に載る「金峯山由来記」は金藏院住僧快實の著という。平安後期以来、金峰山と共に信仰を集め

てきた寺院であった。『三国名勝図会』には、什物として「(前略) △鑑一領△眉尖刀一振△鉾一振 以上の三品貫明公御奉納」と記す（貫明公は島津義久）。この未収載の「島津義久寄進状」に記された鑑・長太刀は『旧記雑録後編二』一〇三四号・一〇三五号・一〇三七号文書の島津義久の寄進目録や寄進状と同一品目であろう。天正二十一年（文禄二年、一五九三）前後の状況としては、前年に秀吉の朝鮮出兵が始まり、島津義弘は渡海していたものの、国元の協力を得ることができなかった（五月五日「島津義弘書状」『旧記雑録後編二』八八三号）。同年六月には梅北国兼の反乱、七月には島津歳久の自裁。豊臣政権が島津氏に対して、その軍役要求にこたえうる体制の強化を求めていた時代であった。なお、島津義久は文禄二年正月二十日に鹿兒島を出て名護屋に赴いているもの間もなく帰国を許されている。

（註4）金峰町浦之名の旧観音寺跡は、小字名でも確認でき（観音寺原・一ツ手ヶ原など）、また寺域の石垣などがよくその跡をとどめ、近年注目されている。平成十一年（一九九九）十二月四日・五日に開催された金峰町歴史シンポジウム「万之瀬川から見える日本・東アジア―阿多忠景と海の道―」（金峰町歴史シンポジウム実行委員会・金峰町・同町教育委員会主催）における柳原敏昭氏・市村高男氏の現地説明でも、多くの関心を集めた。

(4) 島津義久息女亀寿寄進目録

島津義久の女には、天文二十年（一五五二）生まれの御平、永祿六年（一五六三）生まれの二女（新城様）、元龜二年（一五七一）生まれの

亀寿がおり、それぞれ薩州家の島津義虎室・垂水島津家の彰久室・義弘の子忠恒（後の家久）室となつている（『島津氏正統系図』）。義久の女と近世初期の薩摩藩の家督をめぐる相克については、つとに指摘されている（五味克夫「新城島津家と越前島津家―末川家文書の紹介―」（『鹿兒島中世史研究会報31』）、同「家久公御養子御願一件」（『鹿兒島県史料集XV』）解題、同「島津久彰一件」史料並びに覚書（『旧記雑録』月報8）、同「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐる―」（『鹿兒島女子大学研究紀要』第一六卷第二号）、西本誠司「島津義弘の本宗家家督相続について」（『鹿兒島中世史研究会報43』）など。亀寿は天正十五年（一五八七）、島津氏の豊臣政権への降伏後上洛、翌年一時帰国したものの再度上洛しており、この時期も人質として在京していた。関ヶ原合戦直後の危険な状況下で、約一ヶ月も義弘が大坂に留まり、亀寿らの救出に全力を尽くしたのも、忠恒室としての彼女の存在が義久後の家督相続に大きな意味を持っていたため、と西本氏は指摘される（鹿兒島中世史研究会二〇〇〇年一月二十二日例会発表「関ヶ原合戦をめぐる島津氏と家康」）。寄進された品目を他の史料で確認はできなかったものの、父義弘の寄進に前後して、伏見から金蔵院（観音寺）に二点を納めていることを示す史料である。

(5) 近衛植家書状

年不詳の文書である。鹿兒島県庁本にも収められている。五味克夫氏の教示により、花押から近衛植家のもと判断した。植家は近衛尚通（文明四年―天文十二年（一四七二―一五四四））の子。文龜三年（一五〇三）生まれで、永正十一年（一五一四）八月十二日元服、同年十二月

二十九日従三位、大永五年（一五二五）四月には関白・氏長者となる。天文二年（一五三三）二月これを辞し、同五年十一月また関白・氏長者。同六年十二月には太政大臣（同十年辞す）。同十一年二月二十五日関白を辞退、永祿九年（一五六六）に没している（『公卿補任』『新訂増補国史大系』）。將軍家と関係深く、晩年は將軍とともに京都の争乱を逃れて流寓の生活を送ることもしばしばであった（吉川弘文館『国史大辞典』「近衛植家」の項）。『旧記雑録』では、（重複も含めて）近衛尚通書状が前編二に4、附録一に10、附録二に3通あり、近衛植家書状は前編二に24、後編一に8、附録一に13、附録二に1通ほど収められている。島津家と近衛家の関係は島津（惟宗）忠久以来深く、戦国期にあつても両者の関係は密接であった。この時期、撰関家と雖も経済的困窮の状況にあり、尚通・植家もその援助を島津氏に求めざるを得なかった（田沼睦『書の日本史』第4巻の近衛尚通の頁、平凡社・二月十九日付の「近衛植家書状」（『旧記雑録前編二』二四〇七号文書など）。植家は島津忠良や貴久・義久・義弘はもちろんのこと、島津一族や河上氏・肝付氏など有力国人層、大隅守護代の本田氏等にも頻りに書状を出している。『旧記雑録前編二』二五五〇号から二五五九号までの本田氏宛の書状や、それに続く日野町資将の書状は、この時期の本田氏のことを検討する材料になるうか。概観すれば、近衛植家の書状は『旧記雑録』の他、「島津家文書」（『大日本古文書』家わけ十六）などから天文一五・六年あたりから多くなり、死没する少し前の永祿七・八年頃までといえよう。しかし、この未収載文書の宛所にみえる「毛利左馬助」については、他にみられない。註で示したように、この文書は『旧記雑録附録一』四〇号文書と四一号文書の間にありとされるものの、人物比定ができず、前後関

係の掴みにくい内容である。検討を要す。

(6) 松平信綱外二名連署書状

『旧記雑録追録一』三二九号文書は、原注に「御文庫廿三番箱廿二卷中」「光久公御譜中ニ在リ」とみえ、また朱書で「慶安三年」（一六五〇）としている。本文中の公方は家光（翌年四月死去）。この年九月に二十日には、江戸城西之丸がほぼ完成して、大納言家綱が移っている（『旧記雑録追録一』三三七号記事）。この文書はその直前のもので、宛所の松平薩摩守は島津光久、両上様は家光・家綱、又三郎は島津久平（慶安四年十二月六日に徳川家綱より諱をうけて松平薩摩守綱久）である。

(7) 於郁齊宣子系譜抄

於郁については、『旧記雑録追録七』八八九号文書（於郁齊宣子系譜抄）において、原注に「御系圖中」として、「於郁 郁姫 文化四年丁卯三月五日生、母青木盛旻女、〇十二年乙亥七月八日齊興養以爲子、」という記事を載せる。当然この記載内容は、『島津氏正統系図』（尚古集成館刊）と同じである（但し、『島津氏正統系図』では母を「青木盛旻女」とする。また、東京大学史料編纂所蔵の「略御系図」では「青木盛旻女」、同所蔵の「島津氏正統系図」・「島津氏系図」では共に「青木盛旻女」としている（同系図中では、皎とは明らかに字を使い分けている）。

さて、郁姫については、記事によれば文化四年（一八〇七）鹿兒島鶴丸城に生まれた。母は林昌世女（『島津氏正統系図』では、齊宣の子で

郁姫の兄の一人である職之助は、母が「林安右衛門昌世妹」とみえ、寛政十二年（一八〇〇）生まれ、享和元年（一八〇一）早世している。）となつてゐるが実母は青木盛旻女であつた。即ち、文化四年三月十五日には「島津兵庫久」（加治木島津家の久照であろう）に命じてその養子省之進（又八郎、兵庫、内匠、久徳。寛政十年生まれ。齊宣弟の忠厚の嫡子で久照養子となる）の許嫁となる。そのため十一月に林氏の女伊尾の子とされた。文化十二年五月に島津重豪（大信公）の命によつて柅城たじょう（加治木の内城。加治木島津家屋形）を去り、六月に郁姫と改名、九月には齊興（文化六年六月以降太守となつてゐる）の養子となつた、と記される。関連する史料をあげよう。「郁姫殿離縁ノ件」（鹿兒島県史料『島津齊宣齊興公史料』三五号文書）には、

「於都殿（郁九） 右島津兵庫殿御嫁取返被成候旨被 仰出候付テハ、御順ノ儀被 仰出迄ノ間先於郁様ト申上、書付等モ此様文字可相認候、尤郁ノ字並同唱迄モ名付キ居候人ハ被遠慮候、

五月
（新納久命）
内蔵

とあつて、同文書は離縁後の於郁が郁姫と改名する直前の文化十二年五月のものであることを確認できる。郁の字の遠慮は、この後の近衛家との婚姻を考慮してのことであろう。なお久徳は、文化八年に齊宣にまみえて元服し（同年十月の「省之進君元服ニツキ進上物ノ件」『島津齊宣齊興公史料』一四六号・一四七号文書）、同十三年に一月二十八日に家督を相続している（以上加治木島津家については『島津氏正統系図』ならびに「加治木島津氏系譜」（新納教義氏所蔵「加治木新納家文書」）による）。

さて、「郁姫生母ノ件」(『齊宣齊興公史料』三二六号文書)には、

「郁姫様御事青木休右衛門娘琴腹ニ被遊御誕生候ヲ、林權太夫娘伊尾腹ニ御誕生ノ筋、是迄御取扱被為在候ヘトモ、以来ハ内実ノ通右琴御実母ニ被仰付候、

七月

(町田久視)
監物

とあり、今まで表向きには青木氏女琴という実母のことは伏せられていたが、以後は内実の通りとする、と町田久視が達している。この直後と考えられる八月付の「郁姫近衛家縁組ノ件」(『齊宣齊興公史料』三七号文書。二七三号文書と重複)では、内蔵(新納久命)より、次のように報告されている。

「郁姫様御儀 近衛左大臣様御息辰君様へ御縁与御内談被為済候付、先月十八日御願書被差出候、右ニ付来春御上京 近衛様へ可被為入旨 大御隠居様御沙汰ノ由申来候」

郁姫のその後について、『齊興公史料』二七〇号文書「郁姫様近衛家御入輿被為済通達」で、

「郁姫様御事去ル十五日 近衛様へ御入輿被為在、(中略)同日彼御殿ニ於テ郁君様ト若号被進候段御到来候、

四月

(町田久視)
監物

とあり、『旧記雜録追録七』一四五五号の記事「郁姫齊興近衛辰君ト婚約ス」で、近衛左大臣基前の世子辰君(忠熙)との婚姻について、文化十二年九月二十三日に大家(幕府)の許可があり、重豪が翌日には將軍や幕閣に謝したことを記す。また、『齊興公史料』二五七号文書、正月付の監物(町田久視)からの「郁姫君御名認方ニ関スル達書」では、「近衛様へ御縁中御使ハ、往来ノ節ハ 太守様ヲ始、御法ノ様、殿文字相用候トノ御事候ヘトモ、御断被仰進 郁姫様御名御口上書別紙通ニ相認様ト可相認、(以下略)」とみえる。郁姫の成婚は、『旧記雜録追録七』二〇四七号・二〇四八号の記事では文政八年(一八二五)二月六日となっている。

『鹿兒島県史料追録七』二四四六号記事「郁姫齊興系譜抄」では、

「御系図中

齊興公御養女

女子

郁君 近衛右大臣忠熙公簾中

文化十二年乙亥七月八日齊興養以爲子、實齊宣之女也、

嘉永三年庚戌三月二十九日薨、法名常興善院翠樹滿溪大師、

とあり、『島津氏正統系図』の(齊興の子の箇所)同様の記載である。なお、郁姫の名前は興子と記される(『昭和重修華族家系大成 上巻』社団法人霞会館)。

あとがき

短時間かつ時代も内容も異なる史料の補足を試みたものの、力不足は
いなめず、深く追求できずまとまりに欠けてしまったのではないかとお
それるが、史料の紹介は早くしたいと考えてここに至った。旧記・幕末
維新関係の史料が、どのように成立し、鹿児島県史料として刊行・活用
されてきたのかは周知の所である。さらに多くの県民や研究者の方々に
活用されることを願う。また、本稿への忌憚のないご意見・ご教示を願
い、自らの糧としたい。(なお、本稿作成に当たって、県史料編さん顧
問の五味克夫先生・当館調査史料室長の尾口義男氏よりいろいろご助言
をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。)